

【令和8年分】 源泉徴収税額表まとめパック ＋甲乙丙 簡単解説ガイド



※チェックリストに従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2026年7月時点の内容となっております。最新の情報は資料等をご確認ください。

【令和8年分】 源泉徴収税額表

以下リンクからダウンロードいただけます

- [給与所得の源泉徴収税額表（月額表）](#)
- [給与所得の源泉徴収税額表（日額表）](#)
- [賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表](#)

出典：[令和8年分 源泉徴収税額表](#) | [国税庁](#)

源泉徴収税額表の基礎

甲・乙・丙の法的根拠と役割

源泉徴収税額表の「甲・乙・丙」について

チェック	ポイント
甲欄	「甲欄」は、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を自社に提出している従業員に適用されます。この申告書は、一人につき一社の勤務先にしか提出できないため、提出先がその従業員の「主たる給与」の支払者となります。 - 甲欄を適用すると、申告書に基づいて算定された「源泉控除対象配偶者」や「源泉控除対象親族」などの扶養親族等の数に応じた税額が適用されるため、後述の乙欄に比べて源泉徴収される税額が低くなります。 - 重要なのは、この申告書の受理が、企業にその従業員の年末調整を行う法的義務を発生させるという点です。この申告書が未提出の従業員に対して、企業は年末調整を行うことができません。
乙欄	「乙欄」は、「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出していない従業員に適用されます。 - 主なケースは、他社を「主たる給与」の支払者として申告書を提出しているダブルワーカー（自社からの給与は「従たる給与」となる）や、一社だけの勤務でありながら申告書を提出していない場合です。 - 乙欄では扶養控除等が一切考慮されないため、甲欄に比べて源泉徴収税額が著しく高くなります。これは、複数の勤務先からの所得を合算した際に生じうる納税不足を防ぐための設計です。意図的に多めに徴収することで、最終的な納税額をカバーし、従業員本人が確定申告を通じて払い過ぎた税金の還付を受けることを促す仕組みになっています。
丙欄	「丙欄」は、日雇い労働者や雇用契約期間が2ヶ月以内の短期雇用者にのみ適用される特殊な区分です。この区分は源泉徴収税額表の「日額表」にのみ存在します。 - 丙欄の源泉徴収は、日給が一定額（例：9,800円）以上の場合にのみ発生し、税額も非常に低く設定されています。ただし、「2ヶ月以内」という条件は厳格に解釈される必要があり、契約更新などにより雇用期間が2ヶ月を超えた瞬間から、その従業員は丙欄の適用対象外となり、甲欄または乙欄へ区分を変更しなければなりません。この切り替えを見落とさないための管理体制が不可欠です。

実務における適用区分の判断基準

①雇用契約期間は2ヶ月以内か？

- はい → 丙欄を適用します。
- いいえ → 2へ進みます。

②「給与所得者の扶養控除等申告書」を自社に提出しているか？

- はい → 甲欄を適用します。
- いいえ → 乙欄を適用します。その際、従業員に確定申告が必要になる可能性を伝えます。

ケーススタディ：正社員、パート、アルバイトの区分け

税区分の判断は、「正社員」や「パート」といった雇用形態の名称ではなく、あくまで「扶養控除等申告書」の提出の有無に依存します。例えば、パートタイマーであっても、その勤務先が唯一の収入源で申告書を提出していれば「甲欄」が適用されます。逆に、正社員であっても副業として他社で勤務し、申告書を提出していなければ、その副業先では「乙欄」が適用されます。

【免責】

※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。

※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。また当資料は、表紙下の記載日時点の内容となっております。最新の情報、実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。